



静岡労働局発表  
平成25年9月12日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室

(電話) 054 - 254 - 6315

平成25年度静岡県最低賃金の改正決定について  
(14円の引上げ、時間額749円)

- 1 静岡県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「静岡県最低賃金」は、静岡地方最低賃金審議会の改正答申どおり決定し、静岡労働局長(柳瀬 倫明)は、平成25年9月12日付け官報に公示し、平成25年度の静岡県最低賃金について、下記のとおり、改正決定した。
- 2 改正された静岡県最低賃金の発効日(効力発生日)の本年10月12日(土)からは、静岡県内で事業を営む、または静岡県内の事業場に労働者を派遣する使用者は、その使用する労働者に対し、時間額749円以上の賃金を支払わなければならない。  
なお、静岡県最低賃金の改正の推移は、別添の「静岡県最低賃金(地域別最低賃金)改正の推移」のとおりである。

記

改正額 (時間額)	改正前金額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生效年月日
749円	735円	14円	1.90%	平成25年10月12日

## 静岡県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移

				発効年月日
	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
平成16年度	673	2	0.30	H.16.10.1
平成17年度	677	4	0.59	H.17.10.1
平成18年度	682	5	0.74	H.18.10.1
平成19年度	697	15	2.20	H.19.10.26
平成20年度	711	14	2.01	H.20.10.26
平成21年度	713	2	0.28	H.21.10.26
平成22年度	725	12	1.68	H.22.10.14
平成23年度	728	3	0.41	H.23.10.14
平成24年度	735	7	0.96	H.24.10.12
平成25年度	749	14	1.90	H.25.10.12